

【前期 第十二問】

甲、乙は、いずれも通信線路工事の設計施工等を目的とする A 社の線路部門担当作業員として、電話ケーブルの接続部を被覆している鉛管をトーチランプの炎により溶解開被して行う断線探索作業等の業務に従事していた。

平成 5 年 4 月 7 日午前 11 時 30 分頃、東京八王子市東中野 X 番 Y 丁目 Z 号所在の B 電話株式会社の八王子電話局第三棟局舎の地下から約 130m の地点にある地下洞道(B 社所有、コンクリート造、幅約 2.65m、高さ約 2.35m、合計 42 条の電話ケーブル設置)において、甲及び乙は電話ケーブルの断線探索作業に共同して従事していた。壁面北側に並列して設置されている電話ケーブルについて断線を探索した際に、その電話ケーブル上に布製防護シートを掛け、通路上に垂らして覆い、点火したトーチランプ各 1 個を各自が使用し、鉛管を溶解開被する作業中に、断線箇所を発見した。そこで、その修理方法等を検討するため、一時退出した。その際に甲及び乙は、それぞれ使用していた 2 個のトーチランプを消したことを確認せずに退出したため、完全に消火されなかったいずれかの 1 個のトーチランプから防護シートに火が移り、電話ケーブル合計 104 条および洞道壁面 225m を焼燬させ、これにより前期 B 電話株式会社の八王子電話局第三棟局舎に延焼するおそれのある状態を発生させ、もって、公共の危険を生じさせた。

甲及び乙の罪責を検討せよ。

東京地方裁判所判決平成 4 年 1 月 23 日参照